

年金手帳が廃止されました

Q. 令和4年4月1日から年金手帳が廃止されたと聞きました。今、持っている年金手帳はどうしたらよいのですか？

A. 令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されたことを受け、本年4月1日から年金手帳の新規発行は廃止されました。

年金手帳の主な役割は以下の2点でした。

①保険料納付の記録の確認②基礎年金番号を本人に通知し、国民年金および厚生年金の被保険者であることの証明。

②就職時の厚生年金への加入手続きや年金相談、年金の受給など、年金関係の事務手続きには年金手帳が必須でした。

しかし、平成27年から通知が始まった個人番号(マイナンバー)の導入によって、年金に関する照会や申請が個人番号(マイナンバー)を利用することで可能となり、手帳の形式にこだわる必要がなくなり、新規発行が停止される一因となっています。

今後、従業員の採用などで事業主が社会保険の加入手続きを行う場合、個人番号(マイナンバー)による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要です。

「20歳になる」など、新たに年金制度に加入する場合や、年金手帳の紛失などで再発行を希望する方には手帳ではなく、カードタイプの「基礎年金番号通知書」が交付されます。

年金に関する情報は基礎年金番号を通じて管理されています。年金関係の手続きには基礎年金番号が必要となります。既に年金手帳をお持ちの方は、基礎年金番号が確認できる年金手帳を大切に保管して、ご使用ください。

なお、ご不明な点はお近くの年金事務所にお問い合わせください。